# 1 クレジットカードの不正利用に対する クレジットカード規約の適用

## 新堂明子

法政大学教授

東京地判令2・3・17 平30年(ワ)20218号 クレジットカード利用代金請求事件 2020WLJPCA03178023

## ●――事実の概要

- (1) X (クレジットカードの発行等を業とする株式会社) は、Yとの間で、2個のクレジットカードの利用契約(「Aカード契約」、「Bカード契約」)を締結し、Yに対し、2枚のクレジットカード(「本件Aカード」、「本件Bカード」。あわせて「本件各カード」)を交付した。
- (2) 本件各カード契約に適用されるカード会員規約(「Aカード規約」、「Bカード規約」。あわせて「本件各規約」)には、概略、以下の内容が約定されている。
- カードの盗難、紛失等(「紛失等」)によりカードが他人に利用された場合、カードの利用代金はカード会員(「会員」)の負担とする(「本件各規約④」。以下同様)。
- 图 上記④において、会員が紛失等の事実をすみやかにXに電話等により連絡の上、最寄りの警察に届け、かつ所定の喪失届をXに提出した場合は、Xは会員に対し、Xがその連絡を受け付けた日の60日前以降のカードの利用代金に係る支払債務(「対象債務」)を免除する。
  - © 上記®にかかわらず次のいずれかに該

- 当する場合、会員の対象債務は免除されない ものとする。
- ② 会員の故意または重大な過失によって、カードの紛失等が生じた場合。
- あ本規約に違反している状況において、カードの紛失等が生じた場合。
- (3) 平成27年11月29日および同月30日に、 本件Aカードの利用により合計119万1120円 のカードショッピングがなされ、また、本件 Bカードの利用により合計98万7840円のカ ードショッピングがなされ、それぞれ1回払 が指定された(利用者がYか否かについては 争いがある。本件Aカードの利用によるショ ッピングを「A係争部分」、本件Bカードの利 用によるショッピングを「B係争部分」。あ わせて「本件係争部分」。なお、Xは、利用 者がYであることを主張するに際し、加盟店 においてカード記載の署名と利用者の署名の 同一性を確認していると主張しているが、本 判決は、本件係争部分が署名取引によるもの か暗証番号入力取引によるものかについては 認定していない)。

Xは、各加盟店に対し、上記利用額を支払った。

(4) Yは、平成27年12月1日、本件Aカ

- ードにつき午前10時15分、本件Bカードにつき午前11時9分、これを紛失したとしてXに連絡をし、さらに、その午前中には、本件Aカードおよび本件Bカードを紛失したとして池袋警察署に対し逸失届書を提出した。
- (5) Yは、Xに対し、本件係争部分合計 217万8960円の支払を怠った。
- (6) そこで、Xは、Yに対し、その支払を 求めた。

## ●——判旨

請求認容。

(1) 「本件係争部分の本件各カードの利用者について

Xは、本件係争部分につき、Yが本件各カードを利用した旨主張し、Yは、本件各カードを紛失し利用していない旨主張する。」「本件係争部分の本件各カードの利用者については、本件証拠上不明というほかない。」

- (2) 「Yの支払義務について」
- (a) 「[本件各規約] には、カードの盗難、 紛失等により、カードが他人に利用された場 合であっても、原則として、会員がその利用 代金について支払義務を負う旨が規定されて いる [本件各規約④]」
- (b)「本件免除規定〔本件各規約®〕は、〔本件各規約④〕を受けて規定されたものであり、カードの盗難、紛失等により他人がカードを利用した場合に、その利用代金を対象債務として、一定の要件の下にXが免除する旨を規定するものであるから、他人がカードを利用したことが要件となると解されるところ、上記〔(1)〕のとおり、本件係争部分につき、本件各カードの利用者は不明であり、他人が

本件各カードを利用したと認めるに足りる的 確な証拠はない。」

- (c) Yは「〔平成27〕年11月28日夕方から夜にかけて、本件各カードを紛失したというのにもかかわらず、同月30日夜まで紛失に気が付かず、Xへの連絡及び警察署への紛失届が同年12月1日午前中となった理由も不明であることからすると、Yが、本件免除規定〔本件各規約⑧〕にいう『すみやかに』カードの盗難、紛失等をXに連絡の上、最寄りの警察に届け出たとは認め難い。」
- (d)「Yは、本件各規約に基づき、Xから貸与を受けた本件各カードの利用、管理につき、善管注意義務を負うことが認められる」。

Yの主張によれば、「Yは、本件各カード上 に締日、支払日、限度額、ポイントの利率を 示す数字を記載したシールを貼付していたと いう」。しかし、「本件各規約上、元々カード 上に表示された情報や暗証番号とは異なり、 上記情報の取扱いについて直接定めた規定は 見当たらず、上記情報を本件各カード上に貼 付して表示していたことが直ちに上記善管注 意義務に違反するとまではいい難い。もっと も、上記情報のうち特に限度額については、 カードの紛失、盗難等により、他人が入手し た場合に、不正にカードを使用する際の一助 となるおそれがあるということができ | 「そ のような情報を表示していない場合と比べ て、より一層、慎重なカードの管理が求めら れるというべきである。しかるところ、Yは、 平成27年11月28日夕方から夜にかけて、本 件各カードを紛失し、同月30日夜まで、そ のことに気が付かなかったというのであり、 その結果、Xへの連絡及び警察への届出が同 年12月1日午前中まで遅れたのであるから、

本件各カードの管理につき、上記善管注意義 務に違反するものというべきである。

したがって、Yの主張を前提としても、本件各規約の善管注意義務に違反する状況で、本件各カードの紛失が生じたというべきであるから、〔本件各規約⑥⑥〕の適用除外事由に該当すると認められる。」

(e) 上記 (b) ~ (d) のとおり、「本件係 争部分について、本件免除規定〔本件各規約 ®〕が適用されるとは認められないから」、 上記 (a) のとおり、「Yは、本件係争部分に ついても支払義務を負うと認められる。」

### ●----研究

クレジットカード規約(「規約」)において は、<br />
<br />
<br />
は、<br />
<br />
<br/>
<br />
<br 難、紛失等(「紛失等」)により、カードが他 人に利用された場合であっても、原則とし て、カード会員 (「会員」) がその利用代金に つき支払義務を負う旨が規定されている(「会 員支払義務規定」。本件各規約(A)参照)。ただ し、B 上記Aの場合であっても、会員が紛 失等の事実をすみやかにカード会社(「会社」) に連絡し、最寄りの警察に届け出て、かつ、 所定の紛失等届を会社に提出した場合には、 会社は会員に対し、会社が会員からその連絡 を受けた日より60日前以降のカードの利用 代金に係る支払債務を免除する旨が規定され ている(「免除規定」ないし「手続要件」。本 件各規約®参照)。ただし、© 上記®の場 合にかかわらず、② 会員の故意もしくは重 大な過失によって、または、<sub>b</sub> 会員がカー ド規約に違反している状況において、カード の紛失等が生じ、カードが他人に利用された

場合、会社は会員に対し、カードの利用代金に係る支払債務を免除しない旨が規定されている(「適用除外事由」ないし「適用除外規定」。本件各規約©参照)。この適用除外事由には、ほかにも、たとえば、© 会員の家族等によりカードが利用された場合などがある。

会員支払義務規定が原則で、その例外が免除規定、その例外が適用除外規定、という契約構造である(上記3規定をあわせて「規約3規定」)。

#### 1 本判決の意義

下級審裁判例が、誰がどのようにカードを 利用したかを認定した上で、規約3規定を適 用して解決を図る中、本判決も、本件係争部 分の本件各カードの利用者は不明であると認 定した上で、会員支払義務規定を適用して、 会社の会員に対するカード利用代金請求を認 めた。下級審裁判例(全27例。判例秘書使用) を概説し、本判決をその流れの中に位置づけ ていこう。

#### 2 訴訟物、規約3規定の立証責任

#### (1) 訴訟物

会社の会員に対するカード利用代金請求訴訟において、会社が、会員によるカード利用に係るカード契約に基づく履行請求をする場合と、第三者によるカード利用に係るカード規約に基づく請求をする場合の、訴訟物の異同については、これらを異なると考える説(「請求二元説」。①東京地判平3・8・29判時1411号120頁)と、異ならないと考える説(「請求一元説」。②浦和地判平11・10・29金判1085号35頁)がある。

請求二元説によれば、会社は、主位的請求 においては、会員によるカード利用と特定して 請求し、予備的請求においては、第三者によ るカード利用と特定して請求しなければならない。これに対し、請求一元説によれば、会社は、 会員によるカード利用か、第三者によるカード 利用かを特定して請求しなくてすむ。

訴訟物の異同と既判力の広狭という一般的な検討はおくとして、前掲②の囲み記事は、前掲②が請求一元説を採用するのには、次のような背景があるとする。一方で、会員のカード使用についてはもちろん会員が会社の立替金を支払う義務を負うが、他方で、規約により、第三者のカード使用についても原則的に会員に会社の立替金を支払う義務があるため、会社がカードの使用者が会員か第三者かを区別して主張立証する実益もなければ、そのように区別して法律構成する必要もない。

#### (2) 規約3規定の立証責任

まず、会員支払義務規定のうち、カードの使用については、会社が、第三者によるカードの不正使用については、会員が立証責任を負担するとする裁判例がある(5例(前掲②を含む))。次に、免除規定の手続要件については、会員が負担するとするものがある(3例(前掲①②を含む))。次に、適用除外事由のうち、会員に故意または重大な過失があることについては、会社が負担するとするものがある(3例(前掲①②を含む))。

前掲②は、要件事実にそくして、次のように詳述する。X(会社)において、Y(会員)に対し、立替金の支払を求めるためには、請求原因として、カードの使用を主張立証すれば足り、カードの使用者がYか第三者かを主張立証するまでの必要はない。次に、Yにおいて、抗弁として、カードの使用者が第三者であって、かつ、Yが免除規定の手続を履践したことを主張立証しなければならない。次

に、Xにおいて、再抗弁として、第三者によるカードの使用について、Yに故意または重大な過失があることを主張立証しなければならない。

#### 3 カードの利用者、規約3規定の適用

以下、下級審裁判例の傾向を概説する。

#### (1) カードの利用者

会員(またはその依頼を受けた第三者)が カードを利用したことを認定したものがある (3例)。

そして、カードの利用者が会員であると認 定できれば、裁判所は、カード契約に基づく 履行請求としてのカード利用代金請求を認め ることとなる。

#### (2) 規約3規定の適用

しかし、カードの利用者が会員であると認 定できなければ、裁判所は、カード規約に基 づく請求としての利用代金請求を認めるか否 かの検討に進むこととなる。

#### (a) 会員支払義務規定

第1に、会員が第三者にカードを交付し(カードの管理を委ね)、その第三者がカードを不正使用したことを認定し、会員の支払義務を認めた裁判例がある(5例)。

第2に、会員の家族等がカード(またはカード情報)を不正使用したことを認定したものがある(6例)。

第3に、第三者がカードを不正使用したことを認定したものがある(5例)。

第4に、第三者がカード(またはカード情報)を不正使用したことが立証されなかったものがある(6例)。これらのうち、一方で、上記判断のみに基づいて、会員の支払義務を認めた裁判例があり(2例(③大阪高判平12・8・22判タ1072号254頁、④東京地判平

16・6・25 判例秘書L05932693〔カード情報〕))、他方で、上記判断に続いて、かりに第三者がカードを不正使用したとしても、などとして、免除規定または適用除外規定の適否の検討に進むものがある(4例(前掲①②、⑤東京地判平15・8・28判例秘書L05833479、⑥東京地判平18・5・30判例秘書L06132183)。本判決))。

#### (b) 免除規定

第1に、会員は免除規定の手続要件をみたしているとして、会員の支払義務を否定した裁判例がある(2例)。

第2に、会員は免除規定の手続要件をみたしていないとして、会員の支払義務を認めた裁判例がある(5例(前掲①②⑤⑥を含む)。本判決))。

#### (c) 適用除外規定

第1に、会員に故意または重大な過失があったとして、会員の支払義務を認めた裁判例がある(3例)。

第2に、会員に重大な過失はなかったとして、会員の支払義務を否定した裁判例がある(2例)。

第3に、暗証番号の入力を伴う取引による 損害については、会社はてん補の責めを負わ ない、ただし、暗証番号の管理について会員 に故意または過失がない場合は、この限りで ない、という適用除外規定に基づき、会員の 支払義務を認めた裁判例がある(2例)。

第4に、規約違反という適用除外規定に基づき、会員の支払義務を認めた裁判例がある(2例(⑦大阪地判平5・10・18判時1488号122頁〔カード裏面署名義務違反、カード保管善管注意義務違反〕、⑧東京地判令2・8・20判例秘書L07531740〔カード管理善管注意

義務違反〕)。本判決〔カード管理善管注意義 務違反〕)。

第5に、会員がカードを他人に貸与した場合という適用除外規定に基づき、会員の支払 義務を認めた裁判例がある(1例(前掲⑤))。

第6に、会員の家族等の不正使用という適 用除外規定に基づき、会員の支払義務を認め た裁判例がある(1例)

第7に、会員の家族等の不正使用という適 用除外規定に基づき、会員の支払義務を認め るとすると、会員に酷な結果となる事例に対 し、第1に、過失相殺をしたもの、第2に、 利用限度額を超える立替払分の支払義務はな いとするもの、第3に、加盟店の悪性の程度、 信販会社の本人確認の杜撰さ等の事情を考慮 して信義則ないし権利濫用の法理により信販 会社の請求を制限するものがある(各1例)。

#### 4 本判決の位置づけ

#### (1) カードの利用者

Xは、Yに対し、同人は、本件係争部分につき、本件各カードを利用し、「又は」本件各規約上の支払義務を負うところ、その支払を怠ったとして、その支払を求めた。つまり、Xは、第1に、Yによる本件各カードの利用に係る本件各カード契約上の履行請求としての利用代金請求を、第2に、かりに「第三者が本件各カードを利用したとしても」として、第三者による本件各カードの利用に係る本件各規約上の請求としての利用代金請求をした(かぎ括弧内はXの主張より引用した)。

まず、上記第1の請求に対し、本判決は、カードの利用者は不明であるとすることによって(【判旨】(1))、これを否定できるはずである。というのは、Yによるカード利用については、Xが立証責任を負うからである。

しかし、本判決はこのことを明示しなかった。その理由は不明だが、請求一元説を前提としていたのではなかろうか。

- (2) 規約3規定の適否
- (a) 会員支払義務規定

#### (b) 免除規定

本判決は、さらに進んで、Yは免除規定の 手続要件をみたしていないとした(【判旨】(2) (c))。

#### (c) 適用除外規定

本判決は、さらに進んで、Yに規約違反の 適用除外規定を適用できるとした(【判旨】(2) (d))。

#### (d) 規約3規定の関係

規約3規定の契約構造に鑑みれば、裁判所は、上記(a)、(b)、(c)の順でその要件の具備を検討することになる。そして、どこかはやい段階で、Yに支払義務があるとの判断にいたれば、次の段階に進む必要はないはずである。

これに対し、本判決は、Xの主張に応答する形で、上記(a)、(b)、(c)のいずれについても判断を下している点に特徴がある。上記(a)の判断だけでは、立証責任に頼って勝敗を決しなければならないが、上記(b)、

(c) のいずれかの判断が容易かつ明白なものであれば、本判決の採った途も首肯しうるものである。ただし、上記(b)、(c)のいずれについても判断を下す必要はない。

#### [参考文献]

橋本英史「近親者(親子・兄弟・妻)によるクレジットカード利用」園部秀穂=田中敦編『現代裁判法 大系第23巻―消費者信用取引-』(1998) 198頁以下 阿部高明『クレジットカード事件対応の実務』 (2018) 239頁以下